○厚生労働省告示 第三百七十七号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成十七年八月十九日　　厚生労働大臣　尾辻　秀久

第２添加物の部D成分規格・保存基準各条の項アニスアルデヒドの目の次に次の一目を加える。

アミルアルコール

Amyl alcohol

$C_5H_{12}O$　　分子量 88.15

1－Pentanol〔71－41－0〕

含　量　本品は，アミルアルコール（$C_5H_{12}O$）98.0%以上を含む。

性　状　本品は，無～淡黄色の透明な液体で，特有のにおいがある。

確認試験　本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し，本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき，同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

純度試験

(1)　屈折率 n_D^{20}＝1.407～1.412

(2)　比重　0.810～0.816（25℃）

定 量 法　香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条件(2)により定量する。

第２添加物の部F使用基準の項アニスアルデヒドの目の次に次の一目を加える。

アミルアルコール

アミルアルコールは，着香の目的以外に使用してはならない。